

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社グループは、「ベンチャー企業として情熱を持ち続けられる事業、世界でNO. 1になれる事業を、斬新なアイデア、最先端の金融テクノロジー、グローバルネットワークを活用し発展させることを通して豊かな社会の創造に貢献します。あわせてグループの企業価値の向上を追求することで株主および社会の信頼と期待にこたえます。」を経営理念とし、その理念の遂行のためにはコーポレート・ガバナンスの強化が経営上必要不可欠であると考えております。

当社グループでは、経営環境の変化に迅速かつ的確に対応し、経営の透明性、法令順守の経営を徹底し、公開企業としてふさわしい組織運営に取り組んでおります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	更新	20%以上30%未満
-----------	----	------------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
田中茂樹	1,266,800	15.49
バンク ジュリウス ペア アンド カンパニー リミテッド	464,000	5.67
梅村晋平	391,300	4.78
大栄産業株式会社	350,000	4.27
CBHKフィリップ証券	307,500	3.75
日本証券金融株式会社	288,900	3.53
豊崎修	239,200	2.92
株式会社アンリミテッド	200,000	2.44
ロー・ブン・ファ	180,900	2.21
佐久間浩人	154,000	1.88

支配株主(親会社を除く)の有無	――
親会社の有無	なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	11 月
業種	情報・通信業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10名
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	5名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 更新	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	1名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
黄元圭	他の会社の出身者											
豊崎修	他の会社の出身者											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
黄元圭		――	長年にわたり株式会社ピースメーカーの代表取締役を務められておりますので、経営者としての豊富な経験と幅広い見識をもとに、当社の経営全般に助言いただけるものと判断しました。
豊崎修	○	――	税理士の資格を有し、財務、会計に関する相当程度の知見を有しており、また代表取締役として、会社経営に関与された経験があることから適任であると判断しました。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	3名
監査役の人数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、会計監査人の監査実施後にミーティングを実施し、意見交換を行っております。かかる対応により、監査役は会計監査上の問題の有無、問題がある場合はその内容を確認し、監査役監査に反映させております。

監査役は、年初に内部監査担当者と監査計画の概要、監査項目についての事前確認を行っております。また、適宜、内部監査担当者が行う内部監査に立会い、違法や内部統制システム等の状況を確認するとともに、内部監査担当者が単独で実施した監査については事後の概況及び評

価についての報告を受けております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
佐々木誠	他の会社の出身者													
棚田章弘	他の会社の出身者													

- ※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d 上場会社の親会社の監査役
e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
佐々木誠	○	――	幅広い見識と多様な経験を有していることから適任であると総合的に判断しました。
棚田章弘	○	――	弁護士としての専門的な見識を当社の監査に反映していただくためであり、また企業法務に関する相当程度の知見を有していることから適任であると判断しました。

【独立役員関係】

独立役員の人数	3名
---------	----

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入、該当項目に関する補足説明
---------------------------	-----------------------------

該当項目に関する補足説明 更新

平成27年2月26日開催の定時株主総会において、当社取締役に対して報酬としてストックオプションを付与することを承認いただき、平成27年3月4日開催の取締役会において募集事項を決定しております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、社外取締役、従業員
-----------------	-----------------

該当項目に関する補足説明 更新

医療関連事業の強化にあたり、企業価値向上の士気を高めるため、当社取締役及び従業員に対してストックオプションを付与しております。また、平成27年2月26日開催の定時株主総会において、あらたに当社取締役に対して報酬としてストックオプションを付与することを承認いただき、平成27年3月4日開催の取締役会において募集事項を決定しております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明 更新

第14期(平成25年12月1日から平成26年11月30日まで)の全取締役(7名)の報酬総額は53,343千円です。なお、平成26年4月1日及び4月11日開催の取締役会の決議により、取締役4名に付与した新株予約権21,683千円を含んでおります。個別報酬は開示しておりません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

役員の報酬は、報酬限度額の範囲内で、内規に定められた方法により、各職位に応じた報酬を算定しております。
なお、平成17年6月30日開催の臨時株主総会において、取締役の報酬限度額は年額300百万円、監査役の報酬限度額は年額50百万円以内と決議いただいております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外監査役については、内部監査担当者と定期的に意見交換を行っており、円滑な情報収集が可能となっております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社の業務執行、監査・監督等の機能に係る機関及び体制は以下の通りです。

(取締役会)

取締役会は、取締役3名及び社外取締役2名で構成されております。取締役会ではグループ相互間の連携を図りながら、当社グループの業務執行を決定するとともに、取締役の職務の執行を監督しております。取締役会は毎月1回開催され、必要に応じて臨時の取締役会を開催しております。

(監査役会)

監査役会は、監査役3名で構成され、2名は社外監査役です。各監査役は、経営の適法性、効率性について総合的にチェックする機関として、毎月取締役会に出席するとともに、監査役会を開催しております。また、監査方針及び監査計画に基づいた業務及び財産の状況調査を通して、取締役の職務執行を監査し、適宜、内部監査担当者から報告を受けることで、内部監査と連携した監査を行っております。

(会計監査人)

名称 フロンティア監査法人

業務執行社員氏名 藤井幸雄、塚田和哉

(内部監査)

当社は内部監査室を設置し、当社及び子会社各部門の管理・運営制度及び業務執行の適法性、効率性等の観点から監査を実施しております。その結果を代表取締役及び取締役会に報告し、改善活動への提言等を行っております。また、監査役及び会計監査人との連携により、監査機能の向上に努めております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

社外取締役を含めた取締役会の合議制による意思決定と、社外監査役2名を構成メンバーとする監査機能により、経営の透明性及び公正性の確保が図られていると判断しているため、現状の体制を採用しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	当社の決算期は11月であり、株主総会開催集中日は回避されているものと考えております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身 による説明 の有無
IR資料のホームページ掲載	http://www.tandch.com/IR/irtop.php	
IRに関する部署(担当者)の設置	担当部署:業務部	
その他	HP上で決算説明動画を配信しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

実施していません。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (1) 当社は、企業の存続と持続的な成長を確保するためにコンプライアンスの徹底が必要不可欠であるとの認識に立ち、行動指針を定め役職員全員への周知徹底を図っています。
 - (2) 当社及びグループ各社は、全役職員に対し定期的にコンプライアンス研修会を実施し、法令と社会規範遵守についての教育・啓蒙を実施していきます。
 - (3) 法令及び定款等に適合していることを確認するため、内部監査室において定期的な監督・監査、及び適時な監督・監査を行っています。
 - (4) 「公益通報者保護規程」を設け、法令上義務のある行為等についての情報収集に努めています。
 - (5) 取締役は、取締役会及び日常業務を通じて、他の取締役及び使用人の業務執行の監督を行っています。
 - (6) 取締役による職務の執行が法令・定款及び社内規程に違反することなく適切に行われているかをチェックするため、監査役が取締役会に出席するとともに監査役会の定めた監査方針に基づき業務執行の監査を実施していきます。
 - (7) 取締役の適正な職務執行を図るため社外監査役を2名以上置き、公正な監査を確保します。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - (1) 株主総会、取締役会、その他重要な会議の議事録、稟議書、並びにこれらの関連資料を法令及び規程に従い作成し、担当部署を設置し適切に保存・管理を行っています。
 - (2) 経営及び業務執行にかかわる重要な情報、決定事項、社内通達などは、所管部署で作成し、適切に保存・管理しています。
 - (3) 取締役、監査役、会計監査人および内部監査担当者から要請があった場合には、速やかに当該書類を閲覧に供することとします。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (1) 当社は、経営環境、自然災害等、当社の経営ならびにステークホルダーに重要な影響を及ぼす恐れのある様々なリスクにつき、取締役会において定期的に討議するとともに、「危機管理規程」等を制定・見直ししていくことでリスク低減に努めています。
 - (2) 各部署においては、マニュアル・ガイドライン等を整備し、種々の教育活動を通して会社のリスク低減に努めています。
 - (3) 当社は、発生したリスクに関しては、適法、適切、かつ迅速に対処していきます。
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (1) 当社は、取締役会規程に基づき、定時取締役会を原則として毎月1回開催するとともに、臨時取締役会を必要に応じて開催しています。
 - (2) 取締役会は事業活動の報告を受ける中で、経営の意思決定、職務執行の監督管理状況の把握を行っています。その際には、十分かつ適切な情報が提供されるよう努めています。
 - (3) 取締役会は経営計画を策定し、代表取締役は、その実現のために常勤取締役及び役職員の具体的業務活動を統括しています。
 - (4) 取締役会は、規程の見直しや業務特性に応じた組織のスリム化等を行い、取締役及び役職員の職務権限と職務分掌を明確にして、職務執行の効率化を図るとともに、ITの適切な利用を通じて業務の改善に努めています。
5. 当社及びその子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - (1) 当社は、持株会社制を採用しており、当社の取締役が、取締役会を通じてグループ全体の重要事項の決定及び事業会社を含む主たる子会社の業務執行の監督を行っています。
 - (2) 当社は、「関係会社管理規程」を定め子会社取締役から適時報告を受けるとともに、日常的な意思疎通を図ることで適正な事業運営を行っています。
 - (3) 監査役、および内部監査担当者は、グループ全体の内部統制の有効性について監査を行っています。
6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、ならびにその使用人の取締役からの独立性に関する事項
当社は、監査役が必要に応じて職務を補助するための使用人を置くこととし、当該使用人は、監査役の指揮命令に従うものとし、当該使用人の人事、異動、人事評価、懲戒処分等については監査役と意見交換し決定することとします。
7. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
 - (1) 監査役は、定時取締役会及び必要に応じ随時開催される臨時取締役会、その他重要な意思決定会議に出席し、取締役及び使用人から重要事項の報告を受けるとします。
 - (2) 取締役は、法定の事項以外にも取締役の不法行為、法令・定款違反等重要な事項については、速やかに監査役に報告を行うこととします。
8. その他監査役が効率的に行われることを確保するための体制
 - (1) 監査役は監査が実効的に行われることを確保するため、監査役会において他の監査役と意見交換を行うとともに、代表取締役、取締役その他経営の重要な執行を担う者、内部監査担当者および会計監査人との意見交換を定期的に行っています。また、その機会を確保できるように代表取締役はその体制を整備していきます。
 - (2) 社外監査役には、法律・会計等の専門家を起用できる体制を確保するとともに、監査役が外部の弁護士、公認会計士に直接相談する機会を確保します。
9. 財務報告の信頼性を確保するための体制
当社は、投資者に対して企業情報を適切に開示することが健全な証券市場の根幹をなすものであるとの認識のもと、財務報告の信頼性を確保するために、当社グループのすべての役職員に対して内部統制の重要性の理解を促し、財務報告に係る内部統制が効率的に運用される社内体制を整備し、その有効性を適切に評価してまいります。
10. 反社会的勢力を排除するための体制
 - (1) 当社は「規律を守る・ゆるぎない信念のもと責任ある行動をとる」という行動指針に基づき、反社会的勢力を排除するための体制を整えております。
 - (2) 業務部を反社会的勢力排除のための統括対応部署とし、警視庁管内特殊暴力防止対策連合会のセミナー等を通じて情報収集を行い、社内体制の整備に努めるとともに、弁護士・警察等の外部専門機関と連携をはかり、事業に応じて速やかに対処できる体制を構築しております。
 - (3) 社内研修等を通じて、反社会的勢力に対しては毅然とした態度で臨み、これを断固として排除するという意識を役職員全体に浸透させてまいります。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

- (1) 当社は「規律を守る・ゆるぎない信念のもと責任ある行動をとる」という行動指針に基づき、反社会的勢力を排除するための体制を整えております。
- (2) 業務部を反社会的勢力排除のための統括対応部署とし、警視庁管内特殊暴力防止対策連合会のセミナー等を通じて情報収集を行い、社内体制の整備に努めるとともに、弁護士・警察等の外部専門機関と連携をはかり、事業に応じて速やかに対処できる体制を構築しております。
- (3) 社内研修等を通じて、反社会的勢力に対しては毅然とした態度で臨み、これを断固として排除するという意識を役職員全体に浸透させてまいります。

1. 買収防衛策の導入の有無

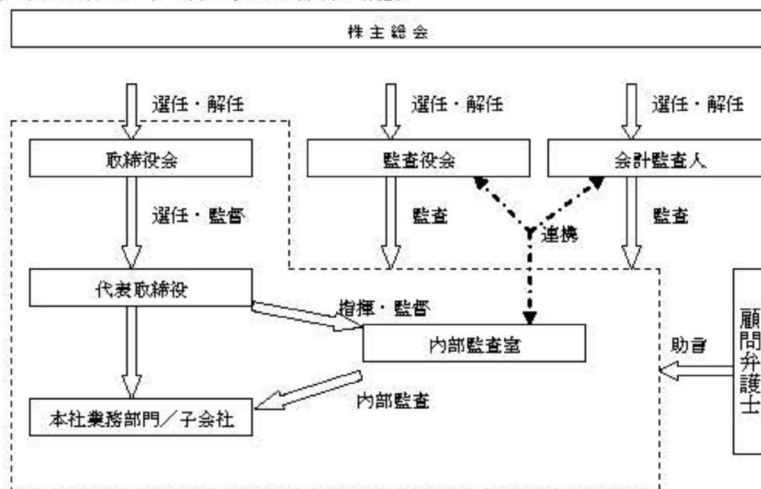
買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

(1) コーポレート・ガバナンス体制の概要



(2) 適時開示体制の概要

